

第6章

台湾

関税

高関税品目

<措置の概要>

台湾は加盟時に100%譲許しており、全品目の最終譲許における単純平均譲許税率は6.6%である。非農産品については4.8%であるが、鉱工業品分野でも貨物自動車（最大30%）、普通・小型乗用車（最大30%）、特殊用途自動車（最大30%）等の高関税品目が存在する。現在、譲許表に基づいて段階的に関税引き下げが行われており、多くの品目でその実施が完了しているが、経過期間未了の品目については更なる早期の実施が期待される。

なお、台湾では小型貨物車及び普通・小型自動車については関税割当制度（第Ⅱ部第4章関税1.(1)②参照）の下、割当外とされた場合、上記の高関税を課しているが、2011年に当該制度が撤廃され、関税率は17.5%に引き下げられる。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている。

サービス貿易

電気通信分野の規制

<措置の概要>

台湾のインターネット接続市場では、日系ISPを含め多くのISPが事業展開しているが、旧国営の電気通信事業者の中華電信がHinetのブランド名で市場シェア80%超を占めるISP事業者としてサービスを提供している。Hinetのネットワークと直接接続するために他のISPが支払う接続料金（ピアリング料金）が高額であること、日系ISPに対し他の台湾内国会社たるISPと比較して不利な料金設定されていること等、インターネット接続に関する不公正な競争が生じている。また中華電信の提供するADSL接続に係る接続専用線の不合理な料金設定も散見されている。

これに対し、日本側より第28回日台貿易経済会議（2003年）以降ピアリング料金の低廉化をはじめとする電気通信分野における台湾側の適正な競争政策を要求し、その結果、2006年9月1日より、ピアリング料金を定価の約40%まで引き下げた。

<国際ルール上の問題点>

インターネット接続市場において中華電信（Hinet）はその圧倒的シェア等により、電気通信分野における公正競争を規定したGATS参照文書の「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、同社が行う日系ISPに対する差別的なピアリング料金設定等の反競争的行為を台湾当局が是正しない場合は、当局は参照文書2.2a）等に違反

している可能性がある。また同様に中華電信は専用線市場においても「主要なサービス提供者」に該当する可能性があり、接続専用線の不合理な料金設定も同じく参照文書違反となる可能性がある。

<最近の動き>

2008年11月に開催された第33回日台貿易経済会議において、日本側から「台湾のブロードバンド化発展のための提言と不公正競争是正の要請」として、コロケーション開放政策及び光ファイバのアンバンドルの推進、パブリックピアリングの接続帯域の増強等を要望した。これに対して台湾側より、光ファイバ網については現在敷設を進めている段階にあり、将来的には市場全体の発展を考えてアンバンドル制度を検討すること、またピアリング環境の改善については2005～2008年の改善計画で検討がなされている旨回答があった。また、台湾側より我が国の電気通信諸制度に関する情報提供の要望があったことから、両国の制度に関する情報交換を行いつつ、引き続き本議題に取り組むこととした。

知的財産

台湾においては、知的財産の保護は、実体面では、著作権法、商標法、専利法（発明特許、実用新案特許、意匠特許を含む）、種苗法、集積回路配置保護法、営業秘密法、公平交易法等により、また、手続面では、刑法、刑事訴訟法、税関法、貿易法等により規定されている。台湾における知的財産保護制度は、WTO加盟に向けて、TRIPS協定に整合的な内容にすべく1994年から2001年にかけて、関連法案が立法院を通過し、概ね改善が行われた。

このような取組を背景として台湾は、WTO加盟時に経過期間なしで、TRIPS協定を完全に遵守する旨を約束している。また、特に加盟国側が問

題視してきた権利行使に関しては、1999年2月に公布された公平交易法により、違反者の罰金の強化、事業停止等の実効が盛り込まれた他、裁判官等関係者の研修の実施、関係省庁によるタスクフォースによる取組、検挙につながる情報の提供者に対する報奨金制度の導入、権利行使に関するアクションプランの策定等の改善策を実施している。また、2008年7月に、適切な権利保護のための円滑な紛争解決のため、知財案件一般を管轄する知財法院が設立された。

今後も、模倣品・海賊版等の不正商品の流通への対処という観点から、取締りの強化等、運用面での取組の改善とともに、特許権・意匠権等の権利侵害を抑制するための刑事罰化の復活が期待される。

(1) 権利侵害の非刑事罰化及び罰則緩和

台湾専利法は、TRIPS協定への対応等を目的として、1994年、1997年及び2001年に改正されたが、同時に権利侵害に対する刑事処罰が順次軽減され、2001年10月の改正で特許権侵害が、2003年1月の改正で実用新案権及び意匠権侵害が、それぞれ刑事罰の対象から除外されるに至った。

加盟交渉が事実上終結した後に権利保護を緩和する改正がなされたことは遺憾であり、刑事罰による侵害行為の抑制効果が著しく減じられてしまうおそれがある。また刑事罰の廃止に伴い、警察による強制捜査等の解決手段がなくなり、専ら民事上の救済措置に頼らざるを得ず、救済措置の効果が減じられるという問題も生じている。このため、権利侵害に対する刑事罰化、非親告罪化、罰則の厳罰化が求められる。

(2) 模倣品・海賊版等の不正商品及び商標権に関する問題

台湾政府による様々な努力にもかかわらず、国内調査結果（特許庁「2007年度模倣被害調査報告書（2008年3月）」）によれば、模倣被害ありと回答した我が国企業のうち、約31.9%が台湾で製造、

經由、販売消費いずれかの被害を受けていると報告されている。また、現地企業からは「専利・商標案権に係る行政救済の審理に時間がかかる」「行政救済手続が煩雑である」などの問題点も指摘されている。我が国の地名（「青森」「佐賀」等）に関する商標が台湾において登録され、我が国企業の活動に不利益を生じさせ、台湾の消費者にとっても産地誤認の要因となる可能性がある旨の問題点も指摘されている。この点については2008年3月に台北市日本工商会より要望書を提出するなど、審査の段階で商標登録を拒否するよう要請している。

引き続き、不正商品の取締り強化に向けた特許権等の権利侵害に対する刑事罰化の復活や、商標登録に関する問題点の改善など、一層の取組が期待される。